＊部費は、１月～１２月までの１２ヶ月とする。
（月額　3,000 円）　2024 年 1 月 1 日現在
原則として１月～４月分を１月、５月～８月分を５月、９月～12 月分を９月に納入とするが分割払いでも可能とする。
特例として、兄弟姉妹 2 人在籍の場合は月額 2 人で 5000 円とする。
3 人目の兄弟姉妹の場合は月額 0 円とする。
＊途中入部者の部費は、入部月からとする。
＊途中退部者の部費は、退部月の翌月分から返還する。
＊部費以外に必要のある場合は、保護者の了承の上徴収する。
＊入部又は、退部する場合は、保護者が本人同伴の上申し込む。
＊やむをえず長期に試合又は練習に参加出来ない場合は、保護者及び本人の申し入れにより、監督・コーチ承認の上休部とする。　（部費は半額）
＊部員は、在部中に大井西地区連盟に加入している他のチームへの入部は認めない。
＊部員は、部で定めたユニホーム、又は練習着にふさわしいものを着用する。（トレーニングウェア等）
＊危険防止のためヘルメットを使用する。
＊部員は、スポーツ傷害保険に必ず加入する。（部費にて負担）
＊スポーツ傷害保険以外の治療費（入院・退院・その他）は全て保護者の負担とする。
＊野球部は、シーズン終了後成績優秀と認めたもの、又は部に功　績のあった者を表彰する。
＊次の各項に該当するものは、代表・監督・コーチの協議により戒告・出場停止・退部処分にする。
（一）　部の規約に違反した場合。
（二）　部の名誉を著しく傷つけた場合。
（三）　監督・コーチの指導に従わなかった場合。
＊部員に、上項の処分を加える場合は保護者と話し合いの上処分する。
＊この規約は、役員承認の上発行する。
＊この部は、西大井一・二丁目・出石町会賛同の基に活動する。

－　以　上　－